

震災復興の埋蔵文化財調査の迅速化に向けた 直近の取組及び当面の対応

文化庁資料

直近の取組

- ◆ 従前の調査等によって知見がある場合は原則試掘・確認調査を不要とするなど発掘調査に関する取扱いの弾力化を通知(平成23年4月28日付け・平成25年2月18日付け文化庁次長通知)
- ◆ 被災地首長との直接の意見交換(文化財部長による大船渡市長・陸前高田市長への面会、平成25年2月28日)

当面の取組

1 体制強化(人的支援)

- ◆ 平成25年度上半期(4月1日～)からの埋蔵文化財職員の被災地への派遣 60名
 - ◎ 3県及び県内沿岸市町村の体制強化 204人(24年10月) → 229人(25年4月)(予定)
(内訳)岩手県(59人→72人)、宮城県(85人→93人)、福島県(60人→64人)
- ◆ 文化庁文化財調査官の被災地への派遣(福島県の要請を受け年度明けに2週間程度常駐)

2 発掘調査の効率化(契約事務の支援と民間活用の推進)

- ◆ 発掘作業員、重機等の調査機材等の民間への一括発注等についての知見を有する他都道府県等職員を被災3県内沿岸市町村に一定期間派遣し、契約事務の支援と民間活用の推進を図る。

3 発掘調査の早期着手

- ◆ 防災集団移転促進事業等において、事業同意が行われる前からの発掘調査の開始など発掘調査の前倒し実施(国土交通省と連名通知)。